

# 北九州市立消費生活センター

## ヤング消費者トラブル情報 11号

# 希望と不安の一人暮らしで生じる「訪問販売」や「賃貸アパートのトラブル」とは？



### 【相談事例1（訪問販売）】

突然来宅した事業者からウォーターサーバーとミネラルウォーターを勧誘されたが、ミネラルウォーターの数量を勘違いしていたので解約したいと伝えると解約料を請求された。（20歳男性）

### 【相談事例2（賃貸アパートのトラブル）】

賃貸アパートに居住。大雨の時に突然、天井から雨漏りして保管していたマンガが汚れた。（21歳男性）

## ●訪問販売の注意点

- ・訪問販売は販売者が自宅まで来訪するので便利ではありますが、販売者には人件費や交通費がかかることや、他の商品やサービスと比較できず代金は高額となりがちです。
- ・光回線や電気をマンション全体で同じサービスへ変更してもらっていると虚偽の説明を受けることもあります。そのような場合は管理会社へ確認しましょう。
- ・訪問販売は契約書を受取った日を含めて8日間はクーリングオフができます。クーリングオフができれば解約料の支払いは不要です。
- ・虚偽説明を受けたり、長時間居座られて契約した場合も取消可能だと考えられます。

## ●賃貸アパートのトラブルの注意点

- ・借主は契約してから解約し物件を貸主に明け渡すまで、相当の注意を払って物件を使用・管理することが求められます。契約書をよく確認しましょう。
- ・借主は給湯器などの付帯設備等の故障、雨漏り、地震・台風等で破損したような修繕が必要な不具合を発見した時は、貸主に通知し修繕について協議する必要があります。

## ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、  
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。  
消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん